

第 18 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 12 月 22 日（火）午後 3 時 00 分から午後 3 時 58 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（22 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	10 番	渡邊	ひろ子
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（4 名）

3 番	大野	和也
9 番	小原	喜久雄
20 番	尾藤	欣二
23 番	前川	厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 2 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5号 現況証明について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主事	南 敦朗
	農地振興係主事補	折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第18回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、10番渡邊委員、11番菅野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、3番大野委員、9番小原委員、20番尾藤委員、23番前川委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から20番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから5ページの20件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から20番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から20番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番から2番の説明をいたします。

事務局	報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書6ページの今月14日と16日に町公社が利用調整を行った2件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第1号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は報告第2号の幕別町農業振興公社が利用調整を行った案件の2件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	議案第1号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番、2番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第2号1番から4番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号1番から4番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページ、2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
7 番	7 番ご説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 1 番から 4 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 5 番から 8 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 5 番から 8 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 3 ページ、4 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25 番	25 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番から 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番から 8 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第2号9番、10番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号9番、10番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	24番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号9番、10番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号11番から14番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号11番から14番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書6ページ、7ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号11番から14番について

原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号11番から14番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号15番から28番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番から28番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書8ページから14ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号15番から28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号15番から28番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号29番、30番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号29番、30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書15ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。これらの案件は経営移譲に伴う借換であります。借主

は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号29番、30番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号29番、30番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号31番、32番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号31番、32番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書16ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は毎月14日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号31番、32番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号31番、32番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号33番から35番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号33番から35番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 17 ページ、18 ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11 番 11 番説明いたします。これらの案件は経営の法人化に伴う借換であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 33 番から 35 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 33 番から 35 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 36 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 36 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 18 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22 番 22 番説明いたします。この案件は、先月町公社が利用調整を行ったものであります。借主は農地中間管理機構であるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 36 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

 【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 36 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 37 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 37 番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 19 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
22 番	22 番説明いたします。この案件は先日買入要請を行ったものであります。譲受人は農地保有合理化法人のため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 37 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 37 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は、先月町公社が利用調整を行った案件でございます。議案書 14 ページの議案第 2 号 36 番の案件に伴いまして、記載の方に権利を設定するものであります。以上で議案の朗読と説明を終わりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番について農用地利用配分計画として適当であることに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番は「適当である」と認め意見を付して答申することといたします。
議長	次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7番	7番説明いたします。この案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番、4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書3ページ、4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番

8番説明いたします。これらの案件は、親から子への経営移譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号5番、6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添農地法第3条調査書5ページ、6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は今月 15 日に、中島委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 7 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 7 番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第 3 条調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19 番	19 番説明いたします。この案件は今月 15 日に、中島委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 7 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 7 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第４号８番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号８番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第３条調査書８ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
６番	６番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は尾藤委員であります が、本日総会に欠席しておりますことから、私の方から説明をいたします。この案件は今月１５日に、前川委員、尾藤委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号８番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号８番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号９番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号９番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第３条調査書９ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
１８番	１８番説明申いたします。この案件は今月１５日に、中島委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 （発言なし）

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号９番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号９番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号１０番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号１０番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第３条調査書１０ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
７番	７番説明いたします。この案件は本月１５日に、中島委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１０番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号１０番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号１１番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号１１番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第３条調査書１１ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
１３番	１３番説明申いたします。この案件は後継者への所有農地の贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事

	務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号11番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号11番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号12番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号12番について議案書をもとに朗読】 この案件は別添農地法第3条調査書12ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	24番説明申いたします。この案件は本月15日に、中島委員、前川委員、事務局と現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号12番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第5号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番説明いたします。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 15 日に中島委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 5 号 2 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 5 号 2 番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 15 日に中島委員、前川委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 2 番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。
	これをもちまして、第 18 回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。